

はしがき

警察があらゆる事態に対して、いついかなるときにも的確に即応することは、警察の重大な責務であり、国民も強く望んでいるところでもあります。しかし、社会の不安定化・流動化が進み、警察事象が複雑化・多様化する今日、通常では考えられないような“想定外”の事案が発生することも否定できない状況にあります。

このような厳しい状況の中にあっても、地域警察官は、第一線の現場にあって、警戒体制を保持しつつ、直面するあらゆる警察事象に迅速・的確に対応し、国民の期待に応えて行かなければなりません。

そのような状況の中で、全国の多くの地域警察官から、部門・事案ごとに、

- 事案発生(受理)に際し、まず「やるべきこと」は何か
- 事案捜査(処理)に際し、特に「注意すること」は何か

に重点を絞った「初動対応」をぜひ発刊してほしいと強い要望が寄せられました。本書は、まさにその要望に応えるべく制作した「事例式『初動対応』」であります。

これからも、国民は警察に対し、迅速・的確な「初動対応」を求めてくるのは必然でありますし、地域警察にとっても「初動は生命線」です。

昼夜の別なくご活躍されている皆さんが、自信と誇りを持って職務に邁進されるために、本書が、初動対応の決定版としていささかでもお役に立てば望外の喜びであります。

令和7年10月

株式会社 教育システム
代表取締役社長 松崎 基子

— CONTENTS —

◆ 警察官職務執行法	10
◆ 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(めい規法)	18
◆ 第1章 地域警察部門	
1 卒業配置・勤務環境の把握	23
2 立番・見張り	24
3 巡回連絡・管内実態掌握	25
4 警ら(事前準備)	27
5 警ら(着眼点)	28
6 職務質問の着眼点	29
7 注意(参考)報告書	30
8 交番だよりの作成	31
9 情報発信活動	32
10 合同パトロール	33
11 泥酔者の保護(現場における取扱い)	34
泥酔者の状態確認	36
警職法とめい規法の保護の相違点	37
12 泥酔者の保護(対面監視)	38
13 泥酔者の保護(家人の泥酔)	39
14 酩酊者の保護(公共場所の酩酊者)	41

15	緊急配備(留意事項)	43
16	緊急配備(隣接都道府県発生事案対応)	44
17	緊急報告(飛び越え報告)要領	45
	和文通話表(無線局運用規則14条)	46
	欧文通話表	48
18	銃器使用事案対応	49
19	生命に危険が及ぶおそれのある事案対応	50
20	クマ出没時の対応、現場における対応	51

◆ 第2章 警務警察部門

1	相談への対応	55
2	苦情への対応要領	56
3	被害者支援	57
4	犯罪被害給付制度	58
5	遺失届への対応(交番在所中)	59
6	遺失届への対応(警ら中)	60
7	遺失届への対応(既に拾得されていた場合)	61
8	拾得届への対応(遺留品と認められる拾得物)	62
9	拾得届への対応(交番在所中)	63
10	拾得届への対応(警ら中)	65
11	拾得届への対応(高額物件等)	66
12	拾得届への対応(急いでいる拾得者への対応)	68
13	拾得届への対応(机上放置)	69
14	拾得届への対応(動物の拾得)	70

15	拾得届への対応(施設管理者が常駐する建物等) ……	72
	拾得物に関する権利の早見表 ……………	73
16	拾得届への対応(携帯電話の拾得) ……………	74
17	警察官採用試験の受験案内 ……………	75
18	警察施設案内 ……………	76
19	警察署剣道教室に入会したいという親子への対応…	77
20	被留置者の通院護送 ……………	78

◆ 第3章 刑事警察部門

1	被害届の受理(自転車・オートバイ盗) ……………	81
2	被害届の受理(空き巣) ……………	82
3	発生後間がない事案への対応 ……………	83
4	指名手配被疑者の発見 ……………	84
5	未帰宅事案 ……………	85
6	声掛け事案 ……………	86
7	民家火災 ……………	88
8	変死事案への対応 ……………	89
9	持凶器事案 ……………	91
10	性的犯罪 ……………	92
11	ひったくり事案への対応(事前措置) ……………	94
12	ひったくり事案への対応(発生時の措置) ……………	95
13	非常通報(アラーム発報)への対応 ……………	96
14	放置自転車 ……………	97
15	暴力団対立抗争 ……………	99
16	危険ドラッグ ……………	100

17	薬物使用事案	101
18	覚醒剤所持事案	102
19	拳銃情報	103
20	犯罪インフラ	104

◆ 第4章 生活安全部門

1	人身安全関連事案への対処(速報)要領	107
2	闇バイトに応募した者等から保護等の相談を受けた場合の対応	109
3	いじめ事案相談対応	111
4	児童虐待に関する通報時の措置要領	112
5	保護活動(認知症を伴う行方不明者)	114
6	保護活動(特異行方不明者)	116
7	保護活動(精神錯乱者)	117
8	少年い集	118
9	街頭補導	119
10	福祉犯情報	120
11	ビラ貼り	121
12	騒音苦情	123
13	不法就労事案	124
14	賭博事案	125
15	廃棄物不法投棄	126
16	訪問購入・押し買い	127
17	悪質商法・点検商法	128
18	猟銃所持の許可申請	129

19	青パト使用による防犯パトロール	130
20	防犯灯点滅タクシー発見時の措置	131

◆ 第5章 交通警察部門

1	相談対応(交通規制)	135
2	マイナ運転免許証の保有	136
3	運転免許(更新)	138
4	運転免許(遺失)	139
5	駐車禁止除外指定車の標章申請	141
6	許可申請(道路使用許可)	143
7	許可申請(制限外許可・長物)	144
8	苦情対応(駐車苦情・禁止場所駐車)	145
9	苦情対応(駐車苦情・青空駐車)	146
10	苦情対応(標識の視認不良)	147
11	信号機故障	148
12	物件交通事故(出頭教示)	149
13	物件交通事故(当て逃げ)	151
14	人身交通事故	153
15	人身交通事故(ひき逃げ)	155
16	交通指導取締り(留意事項)	157
17	交通指導取締り(駐車違反者の出頭)	158
18	交通指導取締り(飲酒運転)	159
19	交通指導取締り(自転車の反則行為)	161
20	外国人の取扱い(交通事故事件)	163

◆ 第6章 警備警察部門

1	災害対応(勤務中)	167
2	災害対応(在宅中)	169
3	風水害等発生時の措置要領	171
4	「在留カード」の見方	172
5	「特別永住者証明書」の見方	174

交番において見張勤務中、女性が幼女を連れて来所し、「元夫が自宅に押し掛けてきた。」「先日、警察から注意をしてもらいましたが、今日また元夫が自宅に来ました。」「玄関先で大声で怒鳴っていましたが対応しませんでした。」との相談を受けた。どのように対応すればよいか。



やるべきこと

① 第一報

人身安全関連事案と認知した時点で、警部補以上の階級にある警察官又は専務員に

- ・ 相談者の氏名、性別、年齢(外国人の場合は国籍等)
- ・ 相談者と行為者の関係(交際相手、同棲相手等)
- ・ 危険性・切迫性を示す兆候情報の有無等

について速報する。

② 第二報

事案概要を把握した段階で、初動対応としてとった措置及び今後の方針等について、本部主管課に電話で報告する。

③ 第三報

人身安全関連事案初動対応チェック表を作成の上、本部主管課に書面で報告する。



注意すること

- ① 恋もつ事案等の人身安全関連事案と直ちに認定できない事案であっても「もしかしたら」と多角的な視点を持って対応する。
- ② 事案認知時の幅広い報告と生活安全課へ速報する。

【参考】危険性・切迫性を示す兆候情報

- ① 行為者において、被害者等及び自己の生命・身体に対する危害言動がある。

- ② 行為者において、被害者へ物理的に接近しようとする行為がある。
- ③ 行為者の居所が定まらず、又は所在不明である。
- ④ 行為者について、過去に犯罪や110番通報での臨場等の取扱いがある。
- ⑤ 近隣住民その他関係者等から上記内容の相談が複数回にわたりにされている。

警ら中、外国人に職務質問を実施して身分証明書の提示を求めたところ、「在留カード」を提示した。どのように対応すればよいか。



やるべきこと

次ページ掲載の「在留カード」の見方を参照。また、偽変造防止対策については、P 175参照。



注意すること

- ① 本邦に在留する外国人で在留カード交付対象者は、常に在留カードを携帯しなければならない。ただし、16歳に満たない外国人は、携帯することを要しない。
- ② 入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官、法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、提示を求めた場合には提示しなければならない。

【参考】在留カード

(1) 在留カード交付対象者

次に該当しない我が国に滞在する外国人に交付される。

- ① 「3月以下」の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所、駐日パレスチナ総代表部の職員又は家族
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有していない者

(2) 在留カードの有効期間

- ① 永住者は、7年(16歳未満の永住者は、16歳の誕生日が経過するまでの期間)

